

第 31 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

令和元年 10 月 11 日（金）
15 時 00 分 ～ 16 時 50 分
文部科学省 15 階 15F1 会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，岩田，川瀬，塩田，鈴木，関根，滝浦，
田中（牧），中江，村上各委員（計 13 名）
（文部科学省・文化庁）高橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 30 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 公用文の在り方に関する成果物について（たたき台 2）
- 3 「公用文作成の要領」の見直しに関する国語分科会の意見（案）
- 4 常用漢字表に関するこれまでの意見（案）
- 5 常用漢字表に関する今後の論点（案）

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
- 改定常用漢字表
- 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
- 公用文関係資料集
 - 公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
 - 公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
 - 法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
 - 6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
 - 文部科学省用字用語例
 - 文部科学省送り仮名用例集
 - 外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）
 - Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針
 - 各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料 4 「常用漢字表に関するこれまでの意見（案）」及び配布資料 5 「常用漢字表に関する今後の論点（案）」について説明があり，説明に対する意見交換が行われた。
- 4 沖森主査から 11 月 8 日の国語分科会に示す案について，本日の審議内容を踏まえた上，主査打合せ会において再度整理した内容としたいとの提案があり，主査に一任された。
- 5 事務局から配布資料 2 「公用文の在り方に関する成果物について（たたき台 2）」について説明があり，説明に対する意見交換が行われた。
- 6 事務局から配布資料 3 「「公用文作成の要領」の見直しに関する国語分科会の意

見（案）」について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。

- 7 沖森主査から 11 月 8 日の国語分科会に示す案について、本日の審議内容を踏まえた上、主査打合せ会において再度整理した内容としたいとの提案があり、主査に一任された。
- 8 次回の国語分科会について、令和元年 11 月 8 日（金）午前 10 時から 12 時まで旧文部省庁舎 6 階文部科学省第 2 講堂で開催することが確認された。加えて、国語課題小委員会について、令和元年 11 月 29 日（金）午後 3 時から 5 時まで旧文部省庁舎 2 階文化庁特別会議室で開催することが確認された。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

ただ今から第 31 回、今期 5 回目の国語課題小委員会を開会いたします。

本日はまず、前回の議事録案の確認をしていただいた後、常用漢字表の課題についての検討、そして、官公庁における文書作成について、その他という順で協議を進めたいと考えております。

本日までの審議内容をまとめて、来月の国語分科会で中間報告をすることになっております。この点を踏まえて本日の協議をよろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。議事次第では 2 番になっておりますが、常用漢字表についての検討にまず入りたいと思います。前回の国語課題小委員会では平成 22 年の常用漢字表改定の時期にどのような議論が行われていたかを改めて御確認いただきました。その内容としましては、一つは国語分科会と漢字小委員会で行われていた審議内容について、もう一つは、当時内閣府に置かれていた「障がい者制度改革推進会議」がまとめた「障害」の表記に関する検討結果について詳しく振り返っていただきました。その上で、これまでに委員会で頂いてきた意見を分類してまとめた資料を御覧いただきながら、時間を掛けて意見交換を行っていただきました。頂いた御意見は、本日の配布資料 4 として、前回お示しした資料に追加する形でまとめてあります。さらに、この中から、今後の論点になりそうな事柄を取り出して配布資料 5 を作成しております。本日はこれらを基に意見交換をしていただこうかと思っております。

それでは、配布資料 4 及び配布資料 5 について、事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

まず配布資料 4 から御説明申し上げます。これは、今、沖森主査から御説明があったように、前回お示しした資料に前回頂いた御意見を追加したものです。前回の御意見は◆のマークで示し、マークの後に意見の内容が続いております。3 ページを御覧ください。前回の議論の中で話題、御意見として多かった部分について御紹介します。

一つは交ぜ書きについてでした。「ショウガイ」の表記においては、「しょう」は漢字「障」、そして「がい」を平仮名で書くという交ぜ書きを現在よく見掛けることがありますが、それについての御意見でした。交ぜ書きに関しては、美しくないのではないかとといった御意見、また今の時代においては選択肢の一つになるのではないかと、あるいは「ショウガイ」という言葉自体は変わらないわけですから、本質的な問題を逃してしまうような面があるのではないかと、ただ何らかの結論が出るまではそうしたものの、一つの考え方としてはあるのではないかと、そうした御意見がありました。

5 ページを御覧ください。ここでは、「ショウガイ」という言葉に、もしも漢字が二つ使える状態になった場合の書き分け、一般の用語として例えば「電波障害」という言葉がありますが、そういったときの書き方はどうなるのか。あるいは人に関する場合

には「うかんむり」を使わないというような考え方もあるかもしれませんが、その際の書き分けについて話題になっております。

7 ページを御覧ください。そういった中で、実は漢字の追加ということだけではなくて、少し新しい考え方、論点も出てきております。そのうちの一つは、今後の国語施策の課題として、今までは主に単漢字の集合体としての常用漢字表でしたが、用語や語彙といった観点から漢字の政策を見直すこともできるのではないかとといった御意見がありました。

8 ページを御覧ください。これは国語分科会ですべきことなのか、負えることなのかといった御意見もありましたが、新しい言葉として、言い換えを考えてもいいのではないかと、そういった考え方がこの辺りに並んでおります。例えば国語分科会として具体例を挙げながら提案するやり方もあるのではないかと。ただ、当然のことながら国語分科会としてこの字を使ってくださいというのではなくて、例えば言い換えをするのであれば、どういった方法で言い換えができるのか提案をする。専門用語を言い換えるようなときと併せて、国語施策の考え方として示して、場合によってはそこに国語分科会で考えた例も示すといったこともできるのではないかと。そういった御意見があったかと思えます。以上が配布資料4です。

そして配布資料5には、今申し上げた御意見について、今後どういったことが論点になっていくであろうかということを中心にまとめてあります。

一つは、先ほど申し上げました交ぜ書きの「障がい」についてです。これはデータも御紹介したいと思えます。このデータは以前にも既にお示ししたものですけれども、改めて持ってまいりました。平成29年9月に内閣府の政府広報室で「障害者に関する世論調査」をやっております。この内閣府政府広報室による調査は様々なテーマでずっと定期的に続けられてきているものなのですが、障害者に関する調査の結果を御覧ください。

「しょうがい」の表記について、法令ではうかんむりの「障害」を使っていますが、この表記の在り方については様々な意見があります。「「しょうがい」の表記としてどれがふさわしいと思えますか。この中から一つだけお答えください。」といった調査です。ここで、交ぜ書きの「障がい」が最もふさわしいという意見が多いという結果が出ております。この29年の段階で40.1%となっています。参考としてそれよりも5年前の調査の結果も出ていますが、その時には35.5%でしたので、約5ポイント、交ぜ書きの表記の支持が高まっていることとなります。

では、交ぜ書きの表記に関して、これまで国語施策としてはどういった経緯をたどっているのかということをお話ししたいと思えます。まず、当用漢字表の時、この漢字表は制限的な表でしたので、漢字の数が少なくなっていました。1,850字の表でした。当然のことながら、何か字を書きたいときに当用漢字表にない字が出てまいります。その時の当用漢字表の考え方は、そういった時には別の言葉に言い換えたり、あるいは仮名を使ったり、あるいは交ぜ書きを使ったりするということを前提としていました。国語施策として作られた当用漢字表の考え方に基けば、交ぜ書きは、どうしても出てきてしまう面があったわけです。しかし、昭和56年に今度は常用漢字表ができます。常用漢字表では目安という考え方になりましたので、必ずしも漢字表の中にある漢字を使わなくてはいけなくて、表外字を使ってはいけなくていいという表ではなくなります。そこで、当用漢字表の制限的な考え方が変わります。

さらに平成22年の常用漢字表の改定の際には、漢字仮名交じり文の読みやすさ、その能率を上げる観点から漢字が選ばれています。例えば、難しい字ではありますが進捗の「捗」ですとか、拉致の「拉」ですとか、それまで交ぜ書きで用いられることがあったものをできるだけ漢字で書けるようにしました。

つまり国語施策として定められた当用漢字表の時に交ぜ書きが生じたわけですが、

その後は、できるだけ交ぜ書きを使わなくて済むような方向で考えられてきたという面もあるわけです。ただ、交ぜ書き自体が国語施策の考え方と別のものだということではありません。交ぜ書きを妨げるものではもちろんないわけですが、平成 22 年の時には交ぜ書きを解消しようという方向で常用漢字表が考えられたということは、確認しておきたいと思います。

では、2 ページ以降を御覧ください。一般の用語としての「障害」、先ほど申し上げたように「電波障害」、「障害物競走」と言ったときの「障害」の表記との関係については、今後使い分けが可能なのだろうかということ、あるいは、使い分けが困難な場合にはどのように考えたらいいかといったことが話題になっていました。

それから、国語施策の新たな課題ということでは、専門用語等の言い換えに関する考え方や方法が整理できないか。あるいは、語彙や用語という観点から漢字施策が整理できないか。また、言語コミュニケーションについての報告をまとめていただきましたが、その中では相手に対する配慮ですとかふさわしさということも話題になっていました。そういった観点から語の整理がどれぐらいできるかといったことがあります。

最後に、繰り返しにはなりますが、新たな用語の検討について何か提起ができないだろうか、それは議論を喚起するような提案であれば可能であろうか、といったことが論点になるかと思えます。以上です。

○沖森主査

では、ただ今の説明に直接関係する質問があればまずお受けしたいと思います。いかがでしょうか。 (→ 挙手なし。)

それでは、意見交換に入ります。前回の国語課題小委員会、そしてその後開催された主査打合せ会におきましても、皆様方の御意見として、平成 22 年の常用漢字表の改定の際に国語施策の観点から既にこの問題について十分な検討がなされていたということが確認されたのではないかと受け止めております。

また、当時の結論として、文化審議会国語分科会は障害者政策においてどのような表記を使うのが決められれば、それを受けて改めて検討するとしておりました。この結論も妥当であったということについても共通した理解が得られているかと思えます。したがって、今後も障害者政策において当事者の方々の意向を踏まえて、社会全体でこういう表記にするのだということを決めていただければ、国語分科会もその考え方に寄り添って前向きに検討していけるものと考えております。

私のまとめというわけではありませんが、このような大ざっぱな把握に関して、まずは皆様方の御意見を承りたいと思います。

○関根委員

今のまとめで十分尽くしていると思います。1 点だけ、細かいことで今の説明の中で気付いたこと、一般の用語としての「障害」との関係についてのところです。使い分けについて「電波障害」や「障害物競走」などとの使い分けが困難だということと、それに加えて、例えば「事故で障害を負った」や「視覚障害」などの使い方についても、やはりもし使い分けをするのであればなかなか難しい話となります。障害を持つ人にとって、「害」を避けたいということであれば、「障害を負う」とか、「内臓に障害がある」とか、そういうものについてはどのように考えるのかということも入ってくるのではないかと思います。混乱を避けるためにです。

○村上委員

新しい用語を検討するかどうかということについてです。私は、積極的に進めてい

っていいのではないかという思いがあります。今回の議事録を見ていて思ったのですが、自分で何かいい案を出せばいいのですが、なかなかいい案を思い付かなかったので、関根委員のおっしゃった「共助者」という言葉が非常によいかと思います。

今まで新しい用語ということで例に挙げられていたのが「要支援者」でした。「要支援者」というと、障害を持っている方はただ一方的に支えられ守られるだけの存在となりますが、例えば私の実感として、白いつえを持った人の手を引いてあげたり、足の不自由な人に電車の席を譲ってあげたりすると、単純に何となく気持ちがいい。それは上から何かをしてあげるということではなくて、自己分析すると、何か人の役に立てたという自己肯定感みたいなものがあるような気がするんです。だから、健常者が障害を持っている方の支援をすることで実は何かを受け取っている。この時の関係は対等だと思うんです。障害を持っている方と健常者の関係が、与えると受け取ると対等になっている。障害者の方たちに配慮した社会というのは、ぎすぎすした硬直した社会ではなくて、潤いのある柔らかい社会だと思います。健常者もそういう在り方の社会に包み込まれるということでは、健常者の側も受け取るものがある。

ですから、健常者と障害者が共に助け合い支え合っていくという理想的な関係を表現する言葉として、「共助者」という言葉は非常によいと思いました。人の意見に乗っかるようですが、関根委員の御提案した言葉はよいなと思ったので、新しい用語として提案したいと思います。

○石黒委員

もう既に議論に出ていることかもしれません。今の村上委員の御発言に関連して、新しい用語を考えるというのは非常に前向きでよいと思いますし、「共助者」など新しい提案をしていくこともよいと思います。やはりこちらにも議論を喚起するような提案であれば可能かとあるように、余りこちらから例を挙げる、こういうものはあり得るのではないかという提案をすることはよいと思います。しかし、こちらからの押し付けになってしまうようなものではなくて、もっと一般の皆様から広く募集をするとか、いろいろな提案を頂く形になれば一番良いのかなと思います。

もう一つ、私がよく分からないのは、「健常者」という言葉があって、やはりある語彙を提案しようとする場合、ある体系の中で決まってくるものだと思います。要するに元々「障害者」は単独で使うこともあるかと思いますが、以前、「精神」や「身体」「電波」などが付いて使われるケースもあると紹介されました。そういういろいろなものは、大体口頭では挙がってきます。ただ、もう一度具体的に、より長い語彙の体系の中で、例えば「健常者」と組になるのであればどういう語がいいのか、どういう語構成が望ましいのかなど、もう少し考えられる語彙体系も示して、そうした議論を経て、具体的にどのような提案があり得るか考えるのも一つかと思いました。

○沖森主査

では、関連する項目として、次に国語施策の観点からというところに移りたいと思いますが、随時御意見を頂きたいと思いますので、また改めて御発言いただければと思います。

配布資料5の2枚目ですが、国語施策の新たな課題について、御意見が頂ければと思います。障害者政策からの観点とは別に国語施策の観点から、今後、常用漢字表等について検討できる事項があるとすれば、どういうことができるのかという点について少し御意見を頂きたいと思います。配布資料5の2枚目の真ん中に、先ほど言い換えという話がありましたが、それ以外の常用漢字表に関する国語施策という観点からの御意見がありましたらお願いしたいと思います。（→挙手なし。）

御意見がないようでしたら、では、これまで議論が積み重なってきた20回から29回

までの意見がまとめられておりまして、これでほぼ尽きているかと思えます。こうした意見をまとめて、来月の国語分科会で中間報告をしたいと思っております。ただ今頂きました意見、そして来週予定されております主査打合せ会でもう一度整理していただいた上で、それを報告するというにまとめていきたいと思えますが、その報告内容について主査である私に一任していただいてもよろしいでしょうか。

(→ 了承。)

○沖森主査

どうもありがとうございました。できれば本年度中にこの課題についての結論が出せるように今後とも進めてまいりたいと考えております。

では続きまして、官公庁における文書作成に関する検討に移りたいと思えます。まず、配布資料2「公用文の在り方に関する成果物について(たたき台2)」を御覧ください。こちらにつきましては事前にお送りしてありましたので、御一読いただいたかと思えます。前回の国語課題小委員会で頂いた意見を資料に反映し、さらにその後、主査打合せ会でも検討を行いました。これには更に加筆修正を必要としていると思えますが、本日は、今後どのようなところを詰めていくべきか、具体的な御意見を頂きたいと考えております。この配布資料2と併せて、机上資料としてお手元の青いファイルの最後にとじてあります「各府省庁の白書、議事録、広報誌における語等の出現頻度数調査の結果」についても、事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

まず机上資料の青いファイル「公用文関係資料集」を御覧ください。この最後に「各府省庁の白書、議事録、広報誌における語等の出現頻度数調査の結果」をお示ししました。これは、このひな形になるようなものを事務局で調査しておりました。それを主査打合せ会の中で御覧いただいたりしていましたが、きちんと範囲を定めて、ぶれのないうようにということで調査を行いました。

予算の都合で、余り大規模なものではありませんでしたが、1枚めくっていただいて2ページから5ページまで、ここにどういったものが調査の対象になっているかが御覧いただけるかと思えます。ただ、調査と言いましても、今回は特に表記に関して、公用文の表記の在り方と社会一般でよく行われている表記との間に齟齬が若干あるということ、そして、そういったものが公用文と言われるものの中でどれぐらい差異が見られるかということ調査したものです。

また、「語等」と言っている「等」に当たるのは、この1ページの一番下の段にある幾つかの符号についてです。符号については、どれぐらい使われているかということと、どういった文脈で使われているかを抜き出してあります。

ざっとこの結果を御覧いただきたいと思えます。はっきりとした結論と言いますか傾向として分かることは、白書や議事録というような、比較的公用文としては今後にきちんと保存して記録として残していくものになるかと思えますけれども、そういうものの中でも公用文の本来の表記の仕方とは違うものが、かなり入ってきていることです。

これは、例えば最初に「余り」、「在り方」がありますが、これは公用文では漢字を使うことになっている表記です。副詞の「余り」ですが、「余り…したくない」というときの「余り」、これは例えば白書などでは平仮名に開いている方がむしろ多いことが分かります。「在り方」も前回の国語課題小委員会の中でも御質問いただいたと思うのですが、「在り方」と書くのが公用文の書き方ですが、これも平仮名に開いているものがあるということなのです。

それから漢字の使い方としては、表外訓というものがあります。4番目の「生かす」を御覧ください。常用漢字表では「イカス」は「生かす」としか書けません。ですから本来は公用文では「生活」の「生」の方を使うことになっています。ところが、「活かす」の方がかなり使われています。社会生活の中でも最近はこちらをよく目にするところがあるかもしれません。このように表外訓についてもかなり使われてきていることがお分かりいただけるかと思います。

ただ一方で、かなりしっかりと守られていると言いますか、公用文の書き方が守られているところもあるかと思います。例えば25に「直ちに」があります。「タダチニ」といったとき、どうでしょうか、委員の皆様はどちらでお書きになるでしょうか。公用文ではこれを「直ちに」と書くわけですが、こちらの方が現段階ではかなりはつきりと多いことが分かるかと思います。

このように、語によっていろいろな差はあるのですが、私たちが行った範囲での調査では、今申し上げてきた傾向が見られたということになります。ですから、これまで御議論いただいてきた法令であるとかそれに準ずるようなものに関してはこれまでどおり公用文の表記をきちんと守る必要があるであろう、ただ、広く一般にお伝えするような場合には必ずしもそうではない場合があるのではないかと、またそういった実態も既にあるのではないかという御検討の内容が、ある程度裏付けられたかと思います。

また、一番下の行を御覧いただくと、様々な符号が使われてることが分かります。こういったものの位置付けは、必ずしもはっきりしていなかったのですが、既に使われているという実態があります。使い方をここできちんと決めるというよりは、使われているということをごきちんと認めていただくことも必要なかと思っております。

以上、こちらで行った調査について御報告いたしました。

もう一つ、各省に対するアンケート調査ですが、これは申し訳ないのですが遅れております。なるべく実現できればと思っております。

では配布資料2を御覧ください。こちらは前回もこの前の段階のものを御覧いただいて御検討いただきました。それに頂いた意見あるいは新しく頂いた原稿などを載せて、修正を加えているものです。

1ページ目の「目次」を御覧いただきますと網かけになっているところがあります。今日の資料の中にはこの網かけの部分は既に入っているというものです。この国語課題小委員会と前回の国語課題小委員会の間には1回主査打合せ会がありました。実質的にはそれほど長い時間を取って検討していただけたわけではないので、まだこれも主査打合せ会で今後もう少し細かく御検討いただくことになるかと思っております。

大きく変えた点を幾つか申し上げます。まず、各ページの最初に囲みがあって、そこに要点が並んでいましたが、その囲みは取りました。一番上にあった四角い囲みをなくして、代わりに一番下の段に関係資料という囲みを作っております。これに関しては、この間、御意見がありました。今後、QRコードを使ったり、電子版についてはリンクを張ったりといったことをしていきたいと思っております。

5ページに「当報告案の使い方」という言い方をしていますけれども、凡例になるようなものを載せております。まだこれは、この後、削ったり追加したりということが必要になるかと思っております。

それから、「はじめに」のところを常体で非常にかしこまった書き方をしておりましたが、そこだけは敬体にしてはどうかという御意見がありました。また、内容としてもかなり硬い感じがするかと思っておりますが、その辺りについてもまたここで御検討いただければと思っております。今日はその敬体に直したものを併せてお示ししております。

これはこれから議論をしながらあと4か月ほどございますので、どんどん内容を加

えたり直したりということが出来るものです。細かいことでも結構ですから、是非御意見を頂ければと思っております。

○沖森主査

ただ今の説明について直接関係する質問があればお願いします。

○関根委員

頻度調査の表外字とか表外訓を用いているところは、基本的にはルビが付いていると考えていいんですか。

○武田国語調査官

大変申し訳ないのですが、ルビに関しては見ていません。使っているかどうかということについては、今回の調査は最終的には目視でいろいろチェックをしてもらっていますが、ルビに関しては、データは取っていません。ただ、傾向としては、やはりルビは余り使われていないということはあると思います。

○沖森主査

それでは、配布資料2について順次御意見を頂きたいと思います。全部で32ページありますので、三つに区切りまして御意見を頂きたいと思います。まず、「目次」から「I 基本的な考え方」の10ページまでについて、御意見、御感想などございましたらお願いします。

○川瀬委員

最初の「はじめに」の常体と敬体は、好みかもしれませんが、中身と合わせて読むと常体の方が読みやすいのかなという感じはしました。「終わりに」だったら敬体はいいかなという感じがしますが、最初の部分は、この「である」調でいいのではないかと思いました。

続いて7ページです。「I-2 公用文の在り方」からですが、真ん中辺、「読み手に合わせて書く」、その下の「言語コミュニケーションを」と始まっているのですけれども、上が「書き言葉によるコミュニケーション」と書いてあるので、ここは「言語」よりは「文字によるコミュニケーション」みたいなものの方が、読む力とかそういう言葉と合致してくるのかなという感じがいたしました。

それから9ページです。「分かりやすさと読み手への配慮のバランス」。「読み手」と「相手」というのがいろいろ出てくるので、落ち着いて考えれば別にさしたる問題ではないと思うのですが、何となく、余り「読み手」、「読み手」とつながるのも嫌だから「相手」が出てくるのかなと思ったのですが。この4行の文章が若干回りくどい感じがします。特に2行目、「表現を使って書こうとする意識が過度になると、直接的でなく」は、「敬語や丁寧な表現で遠回しで抽象的な分かりにくい表現になりがちである」のように、もう少しここはすっきりしてもいいのかなと思いました。二度読みしたのはこの文章です。

10ページですが、「多様な読み手」のブロックで一番下の行の「読み手の都合を考えた」の「都合」は「利便性」かなと思いました。読み手にとって便利であるということを入れたいかなという感じがします。

あとは、「相手の立場を想像する」の3行目、枠囲みの中の「ウェブサイト」の「エ」は小さい「エ」でよかったですか。

○武田国語調査官

これははっきり言うと、どちらと決まってはいいないのです。「ウェブ」に関してはどうもこちらの小さい「エ」を使うケースの方が多いかと思っています。

○川瀬委員

分かりました。

○村上委員

7ページのところですが、下の段の「正確さ、分かりやすさ、ふさわしさ、敬意と親しさ、の各要素を意識する」とあるのですが、ここに是非付け加えてもらいたいのは「美しさ」という観点です。美的かどうかというのは非常に主観的なものですが、日本語というのは漢字と仮名が交じった漢字仮名交じり文ですから、例えば漢字がずらずらと続くのは読みにくいし、やはり余り美しくないと思うのです。だから視覚的に見て、漢字と平仮名のバランスがうまく取れているぐらいのところは最低限やはり意識して書いていただきたいと思うので、そういう意味での美しさをここに入れていただきたいという気がします。

○石黒委員

ローマ数字のⅡ、Ⅲ、Ⅳはもちろん後でやるわけですがけれども、表記の原則とか用語の使い方とか情報の示し方というところで、それぞれこうしたことがポイントになるみたいな説明がⅠに入るということはないのでしょうか。

○武田国語調査官

より有効な形があれば御提案いただいて、修正をしていただければと思います。

○石黒委員

例えばⅡのところ「表記の原則」という1枚の何か説明がもしかしたら間に入るのかなと思ったり、もしそうでないとなれば、このⅠの終わりで、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにつながる流れを予告できたらいいのかなと思いました。

○沖森主査

川瀬委員の「はじめに」の常体・敬体どちらがいいのかに関しての御意見があらうかと思しますので、是非ともお願いします。それでなくても結構ですがけれども、あればこの際お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村上委員

統一感という点ではやはり常体で統一した方がよいような気がします。

○沖森主査

ありがとうございます。毎回、常体・敬体二つ並べるというのも、案は案なんですけど、収まりが悪い気もします。いかがなものでしょうか。

○田中（牧）委員

囲み記事「事例から」は本文も敬体になっているんですね。ですから、そういう意味では、これは常体と敬体が交ざっている報告書になるので、だから統一感ということは考えず、やはり最初にどちらがいいかということで、私は中身がかなり堅いというか難しいので、最初は易しい敬体の方が入り方としてはいいのかなと…。これも好み

の問題なので、多分好みが違うということだと思います。

○滝浦委員

多分、荒唐無稽な意見かもしれないのですが、本文も全部敬体にする可能性はないと考えた方がよろしいでしょうか。

○沖森主査

いえ、それは検討課題だと思います。検討課題なのですが。前回の「分かり合うための言語コミュニケーション」に一応のつとっているので、常体ということにはなっています。それ以上の検討はしておりませんので、何か御意見がありましたらお願いいたします。

滝浦委員としては、全て敬体の方がよいということでしょうか。

○滝浦委員

いや、そこまで思いません。一般的にこの手の文書は常体なんだろうなと思うのです。「はじめに」を敬体で書いた方がいいのではないかと思ったのであれば、そのまま全部敬体で書くという考え方もないことはないなと思ったので、一応発言してみました。

○川瀬委員

私は全部が敬体だとハウツー本みたいだ、いまだにたくさん並んでいる文章の書き方本みたいな感じがするかと思いました。この成果物の主な読者層一という言い方が正しいかどうか分からないのですが、利用者を考えると、やはり常体で読むのに慣れている人なのかという気もいたしました。

○関根委員

私は、最初は全部敬体でもいいかなと思っていましたが、ただ、こうやって見ると、例を列挙しているところが結構あります。そうすると、そういうところと敬体というのはちょっとうまくなじませるのが難しいのかなと感想ですが思っております。例えば「仮名で書くもの」とかそういうところです。

中が常体でも、先ほど田中（牧）委員がおっしゃったように「事例から」のところが敬体なので、そういう意味では必ずしも「はじめに」が敬体ではいけないということはないと思います。恐らく、これは最初に常体で書いたものを敬体に直されているんですよね。それで多分、ぎこちなさが表れているのではないかと思います。

例えば、1行目の「ですから」などというのは余りにも砕け過ぎていて、敬体にするにしても、「したがって」をそのまま「ですから」としたのでしょうか。「そのため」とかそのくらいでもいいと思うのですが。もし、敬体で「はじめに」を書くのであれば、一度常体の方を忘れて敬体で書き直すともうちょっとスムーズな文章になるのかなと思いました。

○沖森主査

常体・敬体は別にしまして、ほかに御意見がありましたらお願いします。

○入部委員

5 ページ、「当報告案の使い方」が加えられて、分かりやすくなったという気がします。1 から 7 を見てみますと、「在り方」というよりも、やはり「書き方」についての報告書、提案なんだということが分かります。最後までタイトルは決まらないと思

ますが、「在り方」ということでは分量的には12ページまでなので、まだ、原稿のそろってないものもあるようなのですが、かなりの分量は「書き方」に割いているということを考えますと、「在り方」ではなくて、「書き方」、あるいは何かを書くということにきっちり結び付けてタイトルを付けた方が、違和感がないかと思います。その5ページのところが加わったことで、なお一層そう思いました。

○沖森主査

では引き続きまして、配布資料2の「Ⅱ 表記の原則」について、11ページから22ページに当たりますが、この部分に関して御意見、御感想等を承りたいと思います。

滝浦委員

19ページの数字のところですが、「ひとつ、ふたつ」とか「ひとり、ふたり」を書くときの算用数字を使ってよいかどうかというところが問題になるかと思います。上の方では漢数字で「一つ、二つ、三つ」しか書いていなくて、下の囲みの中で、「1人、2人」の方は算用数字を使うことも問題ないけれども、「一つ、二つ、三つ」の方は漢数字で書くのが望ましいという具合に、その間に線を引かれているわけです。

これは個人的な意見として扱っていただいているのですが、私自身は「ひとつ、ふたつ、みっつ」に算用数字を使っても構わないと言ってほしいという方です。ワープロで打ちながらそのように打つと当たり前のように変換されてきますし、それができないという理由も分かってはいます。ただ、この囲みを読んでいて、人を数えるときは「ひとり、ふたり」ではなく、「いちにん、ににん」として書いたと考えることもできるから、算用数字でも問題ないという言い方になっています。逆に言うと、「ひとつ、ふたつ、みっつ」に算用数字を当てたとしたときに、「イチツ」「ニツ」「サンツ」と読むことはそもそもできないわけですね。それはもう「ひとつ、ふたつ、みっつ」のつもりで書いたとしか考えようがないという言い方もできるのではないかと思います。

そうすると、算用数字は漢字ではないですが、「算用数字プラス「つ」」というユニットに対してある意味熟字訓のようなものとして「ひとつ、ふたつ、みっつ」と読んでもよいという考え方をもし取ることができるのであれば、そこで算用数字を使ってもよいという言い方もできなくはないのかなと思ったのです。別の言い方をすると、「ひとつ、ふたつ、みっつ」の類いに対して算用数字を使ってよいと言うか言わないかというところが、今回の私たちの出すもののスタンスが結構如実に出る、シンボリックに出る部分かなという気もしているので、意見として申し上げました。

○川瀬委員

今の「ひとつ、ふたつ、みっつ」は、私も滝浦委員に賛成です。横書きになっているときは算用数字の方が読みやすいというのがあって、なおかつ前に長音の「ー」、「エネルギー」みたいな「ー」が来たときに、「エネルギー」の後ろに「一つ」は来ると、何か横棒が二つ並んでいるように見えてしまいます。私も自身で書くときは、横書きはほぼ算用数字です。

逆に縦書きの場合は難しいところで、漢数字にするか算用数字にするか、読む人が、どちらが読みやすいかと考えて選んでいます。今までにあったこともここは疑ってかかって、私も滝浦委員の意見に賛成です。

それと同じページの一番上の「令和元年」の「元年」は、もしかしたら私の感覚ではウの「他の数字と置き換えられない数」で、漢字で「元年」なのではないのかという気がします。「三権分立」や「六法全書」と並ぶ言葉に近いのではないのかと思います。だから、最初の例が「横書きでは算用数字、縦書きでは漢数字を使う」と書いておきながら、例でいきなり「令和元年」と来ているのがすごく違和感があったので、ここが

「2年」だったらもしかしたら違和感はなかったのかと思います。

次に、12ページの例示です。「仮名書きにする」の「イ」のところですが、「漢字を用いないで意味の通るものは、そのまま平仮名書きにする」の例に入っている中で、「ごべんたつ」の平仮名はないだろうと思いました。それを平仮名にしてもかまわないのかもしれませんが、「ごべんたつを」というニュアンスを使う場合に平仮名で書いたら違和感を持ちます。これは例から外した方がいいのではないかと思います。

隣のページです。「事例から」の枠囲みの中ですが、「恣意的な訓読みをしない。常用漢字表は、字種だけでなく、音訓と字体も定めています」、この後ろに「公用文では」というただし書きを入れてほしいと思います。飽くまでも公用文の本ではあるのですが、是非、公用文だからなんだというのをここでちゃんと強調してほしいという気がするのと、この枠の中の一番後ろの「学校では、常用漢字表にない訓は教わりません」以下の教えを頂いている部分は要らないのではないかという気がしました。

14ページの真ん中、「表外字だけを仮名書きにする、又は、読み仮名を付ける」の例の2行目、「口こう」。これは読みとして「クウ」はなしなんでしたっけ。「口こう」だけでたででしょうか。

○沖森主査
あります。

○川瀬委員
以上が、自分の中では引っ掛かった例示です。

○関根委員
先ほどの19ページの「ひとり、ふたり」ですが、何か強調したような、カウントできるものはかまわないけれども、むしろ気になるのは「一つ言いたいことは」とか、いわゆるカウントしていない言い方です。それも算用数字にしてしまう傾向があるので、むしろそこをとどめたいという気がします。算用数字を使うことはある程度許容に入れるとして、そちらを注意させるというものをに入れていただきたいと思いました。

13ページの枠の中、これは私が書いたのですが、最後の4行が要らないというのはどういう意図でしょうか。教えてください。

○川瀬委員
一つには、ちょっと長いなというのがあったのと、恣意的な訓読みをしないという趣旨は、上の部分までで分かるかなと思ったからです。

○関根委員
これを付け加えたのは、先ほどの調査でも出てきたように、「生かす」に「活」を使っているようなものがかなり公用文で見受けられるので、それを意識して書いたつもりです。

○川瀬委員
この中で完成していて、すごく読んでいてここできちんと終わっているのです。

○関根委員
しつこいですか。

○川瀬委員

そうですね。単体の新聞の囲み記事だったら、これは絶対に必要だと思うんです。でも、恣意的な訓読みはしないでねと言えれば分かる人たちが読むのではないかと思って、それで学校で教わらない話までは持ち出さなくてもいいのかなと思いました。

○関根委員

いや、多分分からないから、「活」で「活きる」と使っているのだろうなと思っているものですから。

○川瀬委員

あれは、私は分かる／分からないではなくて、雰囲気を見た感じ、こちらの方が「らしいよね」ぐらいの選択かなと思っていたので。そこは本当にお考えはいろいろだと思います。

○村上委員

私は最後の4行は逆にあった方がいいなと思います。というのは、常用漢字表はある意味目安とは言え、学校ではもうそれが規範になるわけで、絶対この訓は使ってはいけないということになると、ちょっと表現の自由を侵すことになるかなと思うんです。だから、それも使えるという意味で、ここでこの説明をしておくのは必要かなと思います。つまり、常用漢字表をそういう絶対的な基準ではなくて、一つの目安として社会に開くという意味では、この4行は必要かなと思いました。

○中江委員

15 ページの真ん中あたりの「形式名詞」の「こと」、「とき」、「ところ」、「もの」を仮名で書くというところで、括弧で「ただし」という事例で、こういう場合は漢字で書くというのを書いてあります。逆に漢字で書かないと分からないのではないかと私は感じました。私も、こういった「こと」とか「とき」とかは平仮名で開くときはあるのですが、それは全体の文章を見たときに余り漢字が続くと硬いかと思って、あえて分かるだろうというところは開くのですが、漢字で書いた方が分かりやすいだろうと思う場合は必ず漢字で書きます。「ただし」と言われたところで、逆に漢字を基本にしておいた方がいいのではないか、文章が軟らかくなるという意味で平仮名に開いたら、そのこと自体が何を指しているのか分からなくなってしまうおそれがあるのではないかと感じました。

○武田国語調査官

先ほどの「ひとつ、ふたつ、みっつ」の話ですが、滝浦委員がおっしゃったように、もしもそれを認めていくことになると、結構大きな反響があるような話になるかと思うのです。ですから、書き方などいろいろとあると思うのですが、もう少しその辺、意見を頂きたいと思います。

○沖森主査

いかがでしょうか。個数を数える場合の「一つ、二つ、三つ」、「コロッケ三つください」の「三つ」と、「一つお願いします」とかいった場合の「一つ」で副詞の用法というのとはちょっと違うという、その辺りだと思いますが、いかがでしょうか。

○石黒委員

私自身は、漢数字を使うと教えてきてしまったので、そのルールが変わるといとなると…。実は国語研究所の所内でも両派がいて、常に争っているわけですが、すごく

難しい問題だと思えます。別に私は筋が通っていればいいと思っています。まず分からないこととしては、例えば漢字であれば常用漢字表が存在しますが、数字の読み方はどこで決めているのか。それがまず私はよく分かりません。漢字であれば必ずその音訓が付くので、それで規定されるというのは分かりませんが、つまり「1」というのは「ひと」と読むことを何かどこかでルール化できるのですかということが一つです。

○武田国語調査官

数字の読み方というのは、漢数字に関しては石黒委員がおっしゃるとおり、常用漢字表の中で音訓がありますが、数字の読み方を特に国語施策であるとかどこかで決めているということは把握していません。少なくとも、私どもでそういうことを、国語課がそういったことについて何か分かっているということはありません。

○関根委員

やはり常用漢字表に基づくのであれば、訓読みということであれば漢字でなければならないということになってしまいます。ただ、実態として、あるいはそれこそそちらの方が便利であるからということで「算用数字+つ」も使われていると。そののころをここで理屈を説明しておいたらいいのではないのでしょうか。つまり、常用漢字表に基づけば飽くまでも訓なので漢字で書くということになるけれども、数字の使い方としてカウントするという観点から見れば、当然算用数字でも置き換えられると。その際には、先ほど言ったように、「いや、一つ言いたいことがあるんだけどさ」とか、そういう場合の「一つ」は当然意味として区別されるので、その意味の使い分けは大事であるということを押さえて、そういう書き方にすると国語施策とも余りバッティングせず、あとは使い手の判断に任せるというニュアンスが出てこないかなと思っています。

○滝浦委員

今の関根委員の御意見、全く賛成です。公用文を書く方たちはお分かりになっているのだらうと思えますが、そうでない人もこれを見るのだと考えた場合、何で「ひとつ、ふたつ、みっつ」と数えるのに漢数字しか認められていないのかということの理由が分からない人はたくさんいると思うんです。

それはそれとして説明をし、ただ、数えるということにおいて漢数字でないと数えられないということはない。つまり意味的にアプローチするならば、それはむしろ算用数字が思い浮かびます。だから常用漢字表からいくと漢数字にしかならないけれども、物を数えるという行為とその意味からすると算用数字を使いたくなるのももったものであるというように解説をし、「ここは一つ」とかいうときの「ひとつ」は数えていないのでそれは別であると書いていただければ、皆さんよくお分かりになるのではないかと思います。

○田中（牧）委員

数字そのものではありませんが、19 ページの一番上の始まりが「横書きは算用数字、縦書きは漢数字」と始まります。この横書き・縦書きというのが、今、公文書は横書きが多いとは思いますが、縦書きの公用文があるのかどうかをよく考えた方がいいと思います。新聞が縦書きなので、表記の規範を非常にきちんとしている新聞を読んでいると、縦書きだところだというイメージがありますが、一般の書籍や雑誌を読んでいると、最近やはり算用数字が増えているように思います。

そういう状況で、縦書き・横書きの位置付けをこの国語課題委員会で少し考えた方がよいかと思うんです。今のところ縦書き・横書きのことはここにしか構成の中に出

てこないかと思いますが、そもそも縦書きで書くか横書きで書くかをどこでどう決めるのか、そういうことについての指針がどこかにあるといいかと思いますが。そもそも、縦書きはあり得ないと思っている人には、最初に「縦書きは」と出てくるのは非常に唐突な、余り使わないような情報が入っているように思うかもしれないということも懸念されます。

○武田国語調査官

机上資料の「国語関係告示・訓令集」を御覧ください。例えば1ページ「ローマ字のつづり方」のところを御覧いただきますと、「吉田茂」，「内閣告示第一号」，その下のところ，「昭和二十九年十二月九日」と横書きなのに漢数字になっています。これはどうしてかという、官報に掲載されたときに縦書きだったからです。つまり、例えば常用漢字表も本表の部分は横書きになっていますが、前書きに入るまでのところ、内閣告示の告示文ですとか、そういったものは官報に載るときは縦書きです。そうすると、公用文においても縦書きのケースがまれにあるということになります。その時には、法令もそうですが、基本的には漢数字を使うという、そういったことがここには入ってくるかと思いますが。

○石黒委員

括弧のところですが、括弧はパーレン、丸括弧とかぎ括弧のみを用いることを基本とするんですか。実際の調査からも分かるように、最近、隅付き括弧が本当に増えています。本来、例えば、丸括弧であれば背景化するというか、注に当たる部分で、そこを小さく見せる効果があって、反対にかぎ括弧の場合は前景化というか目立たせる効果があります。その二つの括弧が基本だということは分かりますが、やはり見出しとしてこれだけ使われているにもかかわらず、隅付き括弧が何かここに入ってしまうのは不安です。逆に、もちろん欧文ではダブルクォーテーションを使うことはあり得ると思いますが、割と今、ダブルクォーテーションを見境なく使うということがすごく増えています。逆に余りにも使うとかえって混乱させるような括弧の使い方と、かなり定着しているものを一括しているような印象は受けましたので、検討は必要かと思いました。

○沖森主査

では、残りの部分「Ⅲ 用語の使い方」と「Ⅳ 情報の示し方（文章の書き方）」について、引き続き御意見、御感想を賜りたいと思います。ページで言いますと23ページ以降です。先ほどの「Ⅰ」，「Ⅱ」も併せてお気づきの点がありましたらお願いします。

○滝浦委員

26 から 27 ページぐらいから何となく感じるんですが、多分文章が多いということもあって、何か急に難しくなったという感じを受けました。もう少し文章の量を減らし、例を別の独立行とかにしてみたいにした方がいい。ただ、例えば27ページの話などは例を出せと言われてもなかなか難しいような、ちょっと文章論的な感じなので難しいとは思いますが、踏み込むのであれば、何かこれでどうだという例を一つずつ充てていくようなところまで行けたらいいのかなと思いました。何となく難しいかなという感じです。

○塩田委員

26 ページの初めですが確認です。「一つの文」というのは漢数字になっていて、「1

文」が算用数字。これは「1文」はもうそういう扱いということなんですね。

○武田国語調査官

迷いながら書いているところがあります。前回、「ヒト桁、二桁、サン桁」というときに漢数字はどうなのかという御意見があって、今回算用数字に直してみました。ここも「一つ」に関しては先ほどのお話にもあったように漢数字を使うしかないのですが、「イチ文」に関しては算用数字にしてあります。この辺りも、多分どちらでなくてはいけないということはないと思いますので、御意見が頂ければと思います。

○川瀬委員

私もここを見ていて、あれ、1があって2がないと思ったんです。「イチブン」と読めなくて、「1 文の論点は」なのかと思ったんです。たまたま上の方にあったから、そう読めてしまったのかもしれませんが。やはり、「イチ文」という言葉の「イチ」は数える1ではないんだなと思います。でも横書きですし…。

確かに滝浦委員がおっしゃったように、ちょっとこの辺から急に文字数が増えて、何かぴんときにくい感じがします。逆に言うと、見出しだけ見ればおっしゃるとおりですねというところなので、もしかしたらこの補足がそんなに要らないのかなという気もいたしました。

○田中（牧）委員

この26とか27ページ辺りは事例も文の中に全部入っています。それを改行して、そしてもう少し例に関する説明を入れたりすると、印象が大分変わると思います。ただ、一応1ページに書くという目安で作業しているので、書きたいことを1ページに入れるとこうなってしまう。もう少しゆとりを持って、無理に1ページに収めなくてもいいということで取りあえず書いてみた方がいいのではないかと思います。

今、必要な項目を決めて、大体1ページぐらいの目安で書いていくという作業をしていますが、やはり書いていると、もっとここはたくさん書かなければいけない話と、簡単な話で終わるものが出てくるので、そこはもう一度書き手にスペースにこだわらず書いてもらえば、かなり印象は変わるのではないのでしょうか。

○関根委員

これは、1段落1文になっています。だからそれもあるのかと。私も先ほど質問しようと思っていたんですが、ここに限らずほかに書き足したいところとか、あるいはもう少し膨らませればどうかと思うものもあるのですが。そうすると、今、きれいに1ページに収まってしまっていて、ちょっとためられるところがあるので、そういうのはどうしましょう。

○武田国語調査官

どんどん付け足してください。形式、形に関しては後でいろいろ調整ができると思いますので、今頂いた御意見に沿って、必要なところは、ページをまたぐようなことがあるかもしれませんが、増やしていくということでお考えいただければと思います。できるだけきれいに収まっていた方がということもあるとは思いますが。

○塩田委員

18ページの外来語のところですが、真ん中の「ファイル、ボランティア、ビルディング」で、「ファイル」は多分これを「ファイル」と書く人はまずいないのではないかと思います。もし例示するのだったら「ファン」と「ファン」とか「フェルト」と「フ

エルト」のようなものを挙げた方がいいのではないかと思います。

○石黒委員

段落というものはどこかで扱われていますでしょうか。最近、改行について、1字下げを行わずに1行空けで行っているものがあると思います。

段落も最近2種類あるようで、本当に2文、3文ぐらいで一つの小さなまとまりを作っていくようなタイプのものと、旧来のかなり長いけれども一つのトピックでまとまっているようなものもあります。ほかに見出しのこともあります。そういう見出しが付いたりするケースもあると思います。割とそういうように段落が組み合わされて使われているケースが多くて、どういうものを標準にするのかとか、あるいは段落の中の構成を旧来のトピックセンテンスで始まるといった段落の構成みたいなことも書くべきなのかどうかとか。

それは段落の先ほどの改行とかに関して言うと表記のところに入るのかもしれないし、構造的なことを言うところの文章の構成に入るのかもしれないし、どこに入れたらいいか私も妙案がないのですが、読んでいてその辺をどうしたらいいかと思いました。

○沖森主査

本日頂いた御意見を反映いたしまして、更に手を加えていきたいと思っています。本日のこの段階ではお示しできていないところも多々ありますが、12月の国語課題小委員会の段階では大体形になっているようにと考えております。引き続きよろしく御協力のほどお願いします。

続きまして、配布資料3「「公用文作成の要領」の見直しに関する国語分科会の考え方(案)」を御覧いただきたいと思っています。この配布資料3は「公用文作成の要領」の見直しという課題について、より直接的にこの国語課題小委員会の考え方をまとめたものです。と言いますのも、先ほど御意見を頂きました配布資料2は国語分科会の報告として作成しているもので、現段階では「公用文作成の要領」に取って代わるものという位置付けを考えているわけではございません。ただし、配布資料2の報告案の中では「公用文作成の要領」とは異なる考え方や新しい観点を示そうとしております。そこで、配布資料3には、「公用文作成の要領」を見直すという観点から、これまでの検討内容のうち、重要な考え方を取り出してまとめてあります。これを基に御意見を頂きたいと思っています。まず事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

まず、机上資料の青いファイルを御覧ください。「01 公用文作成の要領」がございします。今期から委員になっていただいた方もいらっしゃると思いますので、もう一度確認しておきたいと思っています。今、話題になっている「公用文作成の要領」というのは、昭和26年にこの会議の前身である国語審議会が建議したものです。それが昭和27年に内閣官房長官の依命通知になって全府省に通知されるのですが、それが非常に古くなっているということがあります。それが現在、ここで見直しをするということで御審議いただいているものということになります。

その見直しということで会議が始まっているわけですが、今、沖森主査からもお話がありましたように、この「公用文作成の要領」を本当に改定して新しいものにできるのかというと、現段階ではそういった状況ではないということはこれまでも御説明をしてくれているかと思います。ただ、「公用文作成の要領」が現在、古くなっているとはいえ今でも一応生きています。そういう状況の中で、今、国語分科会では少し新しい考え方もここで示そうとしております。

今後、場合によってはこの「公用文作成の要領」を見直す機運が出てくる可能性がもちろんないとも言えませんが、国語分科会としてこの配布資料3にあるようなことをきちんと確認して、意見として、国語分科会で見直しという観点で考えたところ、「公用文作成の要領」に関してはこういったところを考え直すべきではないかということ、は、きちんとやっていただいてもいいのではないかという趣旨のものです。

ここに挙げていますのは、まず一つは、「公用文」という言い方がずっとあるのですが、その中身がどうもはっきりしないのではないかということが、ずっと国語課題小委員会の中で議論されてきました。その定義や分類について考えてはどうかということです。

もう一つは、今日御紹介した調査でも分かりましたが、白書や広報など一般に向けた文書における表記の考え方は、公用文とは違う状況にあるということ。公用文は本来、法令と表記を一体化するというところに力点がありますが、それとかなり違う状況があるということ。また、より国民の皆さんに伝わって分かりやすいものを考えていくときに、法令と異なる表記を積極的に一もちろん無制限にはないですが一それぞれの部署などできちんと考えてもらった上で使っていく。法令とはまた違う表記というようなものを使っていくことも考えていいのではないかということ。

それから三つ目の○としては、多様な読み手への対応。これは「読み手」、「相手」、言い方はいろいろあると思いますが、当初、「公用文の作成要領」が作られたときとは全く違う状況があって、それを読む方あるいはこれから読む可能性がある方、今までにはなかったような方が読むという時代になっているのではないかといったこと。その辺りを考えておくべきではないか。

そして、非常にはっきりした問題の一つとして、横書きの公用文においては「、」を使うことが「公用文作成の要領」の中で定められています。先ほど申し上げなかったのですが、今日、配布資料2は全部「、」にしてあるのです。なぜ「、」にしたかと言いますと、主査打合せ会の中で、今後は「、」の方を原則にしてもいいのではないかということ、を提案するのであれば、思い切ってここは「、」を使ってはどうかという御意見があったためです。これは正に「公用文作成の要領」という今あるルールとぶつかるころはあるのですが、今後は「、」を原則として、ただ、これまでの経緯ですとか、あるいは欧文、英語やフランス語など、そういったものと一緒に文書を作ることもありますので、あるいはそれぞれの分野の習慣などもありますから、「、」を使うことも認めつつ、原則として「、」を使う方がいいのではないかということ、を打ち出してはどうか。

そして最後に、これまではどちらかということ、と表記のことが問題になってきていました。表記というのは、どういう字を使うのか、あるいはある言葉をどう書くのかということでしたが、もう少し文章の書き方に触れてもいいのではないかと。この辺りを今後分科会として、今、検討していただいている報告とともに、きちんと意見を言うておくことが考えられるのではないかといった資料になります。

○沖森主査

では、ただ今の説明に直接関係する質問があればお願いします。（→ 挙手なし。）

では、ただ今の御説明にもありましたように、現状では「公用文作成の要領」を改定するには至っていないということでしたが、今後そういった機運が生じたときに備えて、国語分科会として、改めるべき点をこのように考えているということをはっきり打ち出しておいてもいいのではないかと考えております。

そこで、配布資料3に示した各項、あるいはこれに更に付け加えるべき点などがございましたら、是非とも御発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○関根委員

これはどんな形を出すのですか。この報告案に付けるような感じですか。それとも別になるんですか。

○武田国語調査官

そういった辺りも含めて御検討いただければと思います。

○関根委員

大変結構だと思います。是非、これを出すことによって「公用文作成の要領」自体の見直しにつながる機運が生まれればと思います。

○入部委員

たたき台が「、」になっていてすごく驚いたのですが、これは例えばダブルスタンダードと言われることはないのですか。これはこれで一つの試みとして「、」を使っているというのは、通用することなのでしょうか。

○武田国語調査官

ありがとうございます。正直なところ、心配しているところはあります。やはり、国語審議会から出てきたものが基になっていますので、それをルールとして、例えば私もでもいろいろな文書を見るときには「、」ではなくて「,」にしてくださいということはずっと言ってきております。ただ一方で、調査をしてみますと、例えば国の府省庁でもほとんどのところが「、」を使っているという実態があります。ですから、そういった実態を踏まえて、今回については、入部委員がおっしゃったように提案としてそういう考え方を示します。そうは言いながら、この配布資料3はちゃんと「、」で作っていたりするわけですが。次の議論の時に「、」が使えるかどうかということもありますが、まず今回の報告に関しては「、」でやってはどうかという御意見でしたので、今回はそういう案を作っております。

○田中（牧）委員

この考え方のこととして、最初に公用文の定義があって、そして次は表記の考え方、従来のものの表記の考え方と現状の違いとそういうことが書いてあって、そして多様な読み手、そして今の読点という話につながって行って、最後は伝わりやすいものを目指す。そうした中で、あった方がいいなと思うのは、読み手というより内容、国民に対して知らせる内容が数十年前と大分変わってきているということもあるのではないかということについてです。当初、昭和20年代に想定されていたものよりもかなりたくさんのことを伝えなければいけなくなってきたということとか、あるいは日本語が変化していることとか、やはりなぜこれが今必要かということの背景をもう少し書いた方がいいかなと思います。

例えば外来語が非常に増えてきているので、「外来語の表記」といった基準は平成3年にできたと思います。その考え方が十分この公用文のところに、当初、平成3年段階では取り上げたのですが、その後また外来語が増えてきているかと思います。そして、表記だけではなく、そもそもどれぐらい外来語を使ったらいいのかということも書き手は悩むところですし、それから専門用語、専門的な内容に踏み込んで伝えなければいけないことも役所の人の仕事として出てきているところです。伝える内容がかなり広がってきているということへの対応の必要性などもここに書くといいのではないのでしょうか。

内容とそれから日本語両方で。内容の広がりと言語の変化、その二つの点は是非

入れた方がいいかなと思います。

○関根委員

示し方についても意見を言ってもいいということであれば、例えば常用漢字表の基本的な考え方みたいな形で、これから出す成果物に付けるという考え方もあるのかなと思いました。このようにまとまって何を言っているのかが分かるので。あるいはもちろん別途に出すと同時に、このままか多少アレンジしてか。そうすると今の段階だと「はじめに」と使い方があるだけなので、全体を見渡すような部分がありません。これがそれにかわる、これがどういうものなのかということがこれでよく分かるのではないかと思います。

○石黒委員

先ほどの田中牧郎委員の御意見とほぼ重なるかもしれませんが、この五つの丸で示されているもののうちの最初の二つと、後ろの三つが性格が違うかと感じます。例えば四つ目の「横書きにおける読点」というのは、何かこれだけなぜ、もちろんすごく重要なことではありますが、何か特別なトピックに焦点が当たっているようです。

多分この背景にあることとしては、多様な読み手への対応であれば、本当に読み手の多様性が増しているのです、そういう方に対して伝えるということで、この直前に「より伝わりやすい感じの良い公用文」とあるのですが、そこと関わるのかと思います。

「横書きにおける読点」も、これは要するに恐らく実態に合わなくなってきているという、つまり70年を経て慣習化されたところが、先ほどの「一つ、二つ」みたいなものもあると思うのですが、それも実態と合わなくなってきているから、やはり多くの方がそう使っている以上、そちらに合わせた方がより伝わりやすく分かりやすいのではないかという観点からの御意見だと思います。

その辺り、例えば最後の「伝わりやすい文や文章」も似たようなものかもしれませんが、やはり時代に合うかどうか、どれぐらいその範囲が広がってきているかなど、伝達力というか、分かりやすさがどのぐらいかとか、そういうようなタイトルの立て方の中に、こういう点があると示した方が分かりやすくなるかと思いました。

○沖森主査

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

前期からの審議は公用文作成の見直しということで始まっております。最終的な報告に向けて、今後も考え方を固めてまいりたいと思います。引き続きよろしくお願い致します。

そこで、常用漢字表に関する検討の最後でも申し上げましたが、来月の国語分科会で、国語課題小委員会での審議状況を報告することになっております。この公用文の在り方に関する報告についても、本日お示しした配布資料2及び配布資料3を中心に頂いた意見を主査打合せ会でもう一度整理し、その上で来月の国語分科会で中間報告したいと思っております。そこで、報告の内容については主査である私に一任していただいてもよろしいでしょうか。 (→ 了承。)

○沖森主査

ありがとうございます。それでは、ほかに何か御発言がありますでしょうか。

○川瀬委員

今日の資料、「、」と「。」になっているのはすごく読みやすかったです。最初にPDFかワードで見たときに、何で今日は読みやすいんだろうと思って、最初、気付かな

かったんです。ああ、「,」の,とがったものがないというのは、やはりすごく読みやすいなと思いました。恐らくお書きになったお立場としては、何かすかすかした気持ち悪さみたいなものはあったかもしれませんが、とても読みやすかったです。

○村上委員

SNSなんかでも、若い人たちが文章を書くのに、やはり「,」は使いません。「,」と「。」で文章を書いています。だから私もそういう意味ではこちらの方がしっくりきました。「,」がよいと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。力強い御意見でありがとうございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、どうもありがとうございました。本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。